

トンネルじん肺根絶第7陣北海道訴訟 提訴から1年4か月で和解成立 引き続き追加提訴原告の早期和解をめざす

6月9日に札幌地裁で、「トンネルじん肺根絶第7陣北海道訴訟」の原告8人の和解が提訴から1年4か月で成立しました。昨年2月1日に提訴した第7陣訴訟の和解は4月26日の東京地裁に続いて2番目です（「声明」は別紙）。

この日の和解手続きは、すべての被告企業などから受諾書面が出されたことを受けて、はじめに布施雄士裁判長が和解条項を読み上げて和解成立を確認しました。このあと記者会見をおこない「和解報告集会」を開きました。集会では道本部の森国委員長が短期間で和解できたことを原告とともに喜び合いたいとあいさつし、引き続き今年1月に追加提訴した原告4人の早期和解をめざすとともに、「トンネルじん肺救済法」（基金）の実現のために国会議員要請にとりくむことを訴えました。弁護団を代表して渡辺達生弁護士からの報告とあいさつを受け、原告団長の古川榮治さんが弁護団や支援をいただいた皆さんへのお礼と裁判所への感謝を述べました。そして古川さんは「私たちの裁判は和解成立により解決できたが、裁判というのは提訴の準備や毎回の口頭弁論への参加など患者原告だけでなく家族にとっても負担が大きい。私たちは、じん肺の根絶を求めるとともに、不幸にしてじん肺になった患者の早期救済のために一日も早い「救済法」の成立を心から願っている。追加提訴の原告の早期和解にむけて私もいっしょに頑張っていく」と決意表明しました。

このあと、追加提訴原告の口頭弁論は7月4日と10月3日に開かれます。

リヴィノールシステム分会が春闘・一時金妥結

札幌合同支部リヴィノールシステム分会は6月1日に春闘の賃金引き上げと夏季一時金について妥結しました。妥結内容は、正職員の基本給＝平均2,542円引き上げ（前年2,756円）、準職員・パートナー職員＝定期昇給・時間給一律3円、勤続加算4円（＝1年以上の勤務者／6か月以上勤務者は2円／前年同額）です。夏季一時金については、正職員＝1.3か月分、準職員＝0.85か月分、パートナー職員＝0.56か月分（いずれも前年同率）です。

JR北海道と夏季一時金で第1回団体交渉

6月8日、北海道鉄道本部はJR北海道と1回目の夏季一時金交渉をおこないました。冒頭会社から日頃の社員・組合員の奮闘と3つの会社施策への協力に謝意が述べられ、続いて概況説明がおこなわれました。その中で「緩やかな景気回復傾向だが物価上昇と金融市場の不安定さもある中で管内は持ち直しの期待があり、運輸収入もコロナ禍前の8割までに回復しているが、依然として会社を取り巻く環境は厳しさが続いており、社員の努力に応じて離職防止につながるよう検討を重ねていく」というものでした。組合からは、社員と家族の奮闘により安全安定輸送が保たれていることやエルダー社員への乗率1/2の適用が職場で一緒に汗を流している若手社員の将来展望を見失わせていることを訴えました。そして「物価高騰に疲弊する社員と家族の生活を守る責任は会社にあつて、社員と家族の生活を重視する会社の姿が伝わった時には若年退職も減少し、これまで以上の労働力の提供が必ずある」としたうえで、今後のスケジュールについて、セメントが練りあがってからの団体交渉ではなく、練り上げるために労使が知恵を寄せあえる誠意と実のある団体交渉の場とするよう引き続き鋭意検討を求め、この日の団体交渉を終えました。